

# 介護保険 住宅改修Q & A集

(厚生労働省作成のQ & Aをもとに綾部市版として作成したものです。  
制度改正に伴い内容が変わることもありますのでご了承ください。)

平成28年2月改訂

綾部市福祉保健部高齢者介護課



## 目次(1)

(1) 手すりの取付け	5
1-1 手すりの形状について	5
1-2 老朽化した手すりの取替えについて	5
1-3 手すりの取替えについて	5
1-4 玄関から道路までの手すりの設置について	5
1-5 手すりの取付け時に必要な壁の補強について	5
1-6 浴室を新設した場合の手すりの設置について	6
(2) 段差の解消	6
2-1 段差の解消について	6
2-2 玄関以外のスロープについて	6
2-3 浴室の段差解消工事について	6
2-4 上り框の段差緩和工事について	7
2-5 段差解消機等の設置について	7
2-6 ユニットバスによる段差解消・床材変更の可否について	7
2-7 昇降機設置のための犬走り撤去について	7
2-8 玄関の段差解消に伴う床の解体費について	7
2-9 土間を居室にする床段差の解消について	8
2-10 土間の床上げについて	8
2-11 段差の解消に伴う扉の取替えについて	8
2-12 階段の踏み面を広くする工事について	8
2-13 段差解消機設置の工事について	8
2-14 台所の段差の解消工事について	9
2-15 浴槽の取替え工事について	9

## 目次(2)

2-16	脱衣所と浴室床の段差解消について	9
2-17	母屋と離れの間の渡り廊下について	9
<b>(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</b>		<b>10</b>
3-1	通路面の材料の変更について	10
3-2	床材の表面加工について	10
3-3	廊下の床の取替えについて	10
3-4	通路面の材料の変更に伴う側溝の工事について	10
3-5	通路面の拡幅工事について	10
<b>(4) 引き戸等への扉の取替え</b>		<b>11</b>
4-1	扉の取替えについて	11
4-2	扉工事について	11
4-3	引き戸の取替え工事について	11
4-4	浴室の扉の取替えについて	11
4-5	扉の変更について	11
4-6	扉の取替え時に扉の位置が変わった場合について	11
<b>(5) 洋式便器等への便器の取替え</b>		<b>12</b>
5-1	洋式便器の改修工事について	12
5-2	洋式便器への便器取替え工事について	12
5-3	既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について	12
5-4	和式便器の腰掛式への交換について	13
5-5	洋式便器への取替えに伴う間仕切りの撤去について	13
5-6	既存のトイレとは別の場所にトイレを設置する場合について	13
5-7	洋式トイレの向きを変える場合の取扱いについて	13

## 目次(3)

5-8	小便器を洋式便器に取り替える工事について……………	13
5-9	一つの住宅に複数の被保険者がいる場合のトイレの改修工事について…	14
5-10	洋式便器へ取り替える場合の床面の工事について……………	14
5-11	便器の取替えに伴う設備工事(給水、電気配線工事)について……………	14
5-12	屋内外2か所の洋式便器への取替えについて……………	14
5-13	トイレの段差解消に伴う便器の取外し据置工事について……………	14
<b>(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修……………</b>		<b>15</b>
6-1	住宅改修の際不要となった便器、扉等の撤去費用及び処分費用について…	15
6-2	浴室の段差の解消に伴う排水設備の工事について……………	15
<b>(7) その他……………</b>		<b>15</b>
7-1	領収証について……………	15
7-2	工事費内訳書(見積書)について……………	16
7-3	添付写真の日付について……………	16
7-4	必要な申請書類のうち、写真の現像等に必要な費用について……………	16
7-5	改修前の写真がない場合の取扱いについて……………	16
7-6	新築住宅の竣工日以降の改修工事について……………	16
7-7	賃貸住宅退去時の改修費用について……………	16
7-8	賃貸アパート共用部分の改修費用について……………	17
7-9	分譲マンション共用部分の改修費について……………	17
7-10	一時的に身を寄せている住宅の改修費について……………	17
7-11	入院(入所)中の住宅改修について……………	17
7-12	家族が行う住宅改修について……………	17
7-13	施設入所者が施設から定期的に帰宅する場合の住宅改修について……	18

## 目 次（４）

- 7-14 住宅改修中に被保険者が死亡した場合の取扱いについて…………… 18
- 7-15 要介護者が工事着工後に入院又は入所した場合の取扱いについて…… 18
- 7-16 住宅改修の支給額算定の例外に係る取扱いについて…………… 18

## (1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。なお、福祉用具貸与に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

### 1-1 手すりの形状について

手すりには、円柱形などの握る手すりのほか、上部平坦型（柵状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

支給対象となる。

高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要です。

### 1-2 老朽化した手すりの取替えについて

老朽化した手すりを撤去し、新しい手すりを設置する場合は対象となるか。

(答)

単に老朽化したとの理由であれば支給対象外である。

### 1-3 手すりの取替えについて

既に手すりが設置してあるが、身体的理由により手すりを取り替えたい場合、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

手すりの取替えが必要な理由があれば支給対象となる。

この場合、取付け位置（高さ等）を変更する場合は、手すりの取付け費用（現在設置してある手すりをそのまま利用する場合、取外し費用を含む）を支給対象とする。なお、高さの違いが分かるように改修前・後の写真の中で高さを表示する。また手すりを取り替える場合は、手すり本体（既存手すりの撤去費用を含む）と取付け費用が対象となる。

### 1-4 玄関から道路までの手すりの設置について

玄関から道路まで（約10m）の通路が急な坂道になっているため、手すりを設置したいが住宅改修の支給対象となるか。

(答)

支給対象となる。

### 1-5 手すりの取付け時に必要な壁の補強について

手すりの取付けを行う際に、壁の下地補強が必要である場合、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

手すりを安全に使用するために下地補強が必要であれば、支給対象となる。

### 1-6 浴室を新設した場合の手すりの設置について

浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）の購入設置により行い、浴室に手すりが必要な場合、手すりを取り付ける工事は住宅改修の支給対象となるか。

（答）

支給対象となる。

この場合、ユニットバス設置後の手すりを取り付ける前の写真を、住宅改修前の写真として提出する。

### （2） 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。

ただし、福祉用具貸与に掲げる「スロープ」又は福祉用具購入に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。

また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

### 2-1 段差の解消について

玄関から道路までの段差解消や通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

（答）

通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等、段差の解消工事は支給対象となる。

この場合、改修前・後の高さの違いが分かるように写真の中で高さを表示する。

### 2-2 玄関以外のスロープについて

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。

（答）

玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料変更として、住宅改修の支給対象となる。

この場合、壁を抜く、あるいは窓の間口を広げてスロープを設置する場合、壁の部分に係る工事費用は支給対象外となり、スロープの設置費用のみ支給対象となる。

### 2-3 浴室の段差解消工事について

床段差を解消するため浴室用すのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。

（答）

浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。取付け工事を伴うものは住宅改修の支給対象となる。



#### 2-4 上がり框の段差緩和工事について

上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上り框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。

(答)

式台については、取付け工事を伴うもの、持ち運びが容易でないものは段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、工事を伴わないもの、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。

#### 2-5 段差解消機等の設置について

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

昇降機、リフト、段差解消機等といった動力（自動・手動にかかわらず）により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。

#### 2-6 ユニットバスによる段差解消・床材変更の可否について

浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）の購入設置により行う場合、支給の対象とすることは可能か。（ただし、現在の浴室と同じ場所に設置し、支給対象額の算出は購入設置費用総額を面積按分で算出するものとする。）

(答)

面積按分することが可能であれば、床（洗い場）の部分のみ支給の対象とする（壁・天井・浴槽は対象外）。ただし、浴室の床（洗い場）の位置が現在の位置と変わる場合は支給対象外となる。

#### 2-7 昇降機設置のための犬走り撤去について

掃き出し窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となる。撤去に要する費用は段差を解消するために必要な住宅改修として支給対象となるか。

(答)

昇降機を設置する費用は、住宅改修の支給対象外となることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とはならない。

#### 2-8 玄関の段差解消に伴う床の解体費について

玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として住宅改修の支給対象としてよいか。

(答)

このような場合、現在通路として使用している場所のスロープの設置部分であれば、解体費はスロープの設置の工事に付帯するものとして支給対象となる。

## 2-9 土間を居室にする床段差の解消について

現在入院中の要介護者が退院するに当たり、店舗付き3階建て住宅（各階約10坪）の1階部分の従来店舗として使用していた土間部分（約5坪）に高さ20cm程度の根太を置き、その上に床を張って居室とする住宅改修を計画している。身体の状況から2～3階に住めないことから、要介護者の居室にするものであるが、段差の解消として支給対象となるか。

（答）

この例のように1階に居住できる居室がない場合は、該当するものと考えられるが、要介護者の実態に応じて個別に判断する。具体的には、着工前に提出する住宅改修支給申請理由書で判断する。

## 2-10 土間の床上げについて

居室からいったん土間へ降り、台所、トイレを利用するために再度段差がある場合、土間の部分を床上げする工事は段差の解消として支給対象となるか。

（答）

本人の身体の状況を考慮して、現在通路として使用している土間を床上げすることについて、段差の解消が必要かつ適切な理由があれば、支給対象工事となる（解体、基礎工事含む）。その場合、通路以外の工事が含まれる場合は通路部分のみ工事費の経費を面積按分する。

## 2-11 段差の解消に伴う扉の取替えについて

段差を解消するために、敷居を撤去する、あるいは廊下を床上げすることにより現在の扉が使用できなくなる場合、扉を取り替える工事は支給対象となるか。

（答）

いずれも段差を解消するための工事のみ支給対象となり、扉の取替えに係る工事は支給対象外となる。また、現在の扉を利用した場合においても、段差を解消する部分との高さを調整するための工事は支給対象外となる。

## 2-12 階段の踏み面を広くする工事について

屋内2階への階段の踏み面の幅が狭く危険なため、踏み面を広くする場合、階段の全面改造の工事費用は段差の解消として支給対象となるか。

（答）

踏み面の幅を広くする工事は、段差の解消とならないため支給対象外となる。

階段の傾斜を緩やかにし、1段ごとの高さが変わる場合は支給対象となる。

## 2-13 段差解消機設置の工事について

平成15年4月から適用された福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の中で、段差解消機が対象となったが、段差解消機設置のための床の工事は支給対象となるか。

（答）

段差解消機が設置される部分は、動力（自動・手動にかかわらず）により段差を解消する機器を設置する工事として、支給対象外となる。

#### 2-14 台所の段差の解消工事について

台所と居室に段差があり解消するために台所の床上げ工事をする場合、床の解体工事も段差の解消として支給対象となるか。

(答)

台所床の高さを居室床の高さまで上げる工事は、段差の解消が必要かつ適切な理由があれば、支給対象となる(解体・床下工事含む)。その場合、通路以外(キッチン部分など)の床部分の工事が含まれる場合は、通路部分のみ工事費の経費を面積按分する。

#### 2-15 浴槽の取替え工事について

自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴槽床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替えも、段差の解消として住宅改修の支給対象となるか。

(答)

浴槽の縁も玄関の上り框と同様「段差」に含まれるものと取り扱って差し支えないため、浴槽の取替えは住宅改修の支給対象とする。ただし、浴槽の深さ、縁の高さが改善され、段差解消に資すると認められる場合に限るため、着工前に必要な書類の取り扱いを下記のとおりとする。

① 改修前の写真(撮影日がわかるもの)

浴槽の深さ、縁の高さ部分にメジャーを当てて撮影すること。(理由書に何cmか記入)

② 住宅改修施工箇所見取図

改修後の浴槽の深さ、縁の高さがわかる図面を示すこと。

#### 2-16 脱衣所と浴室床の段差解消について

脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置を行ったが、浴室床が上がったために行う次の工事について、住宅改修の段差解消に伴う付帯工事として支給対象となるか。

① 水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。この場合水栓の蛇口の位置の変更。

② 浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽のかさ上げをするなどの工事。

③ 上記②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修又は取替えの工事。

(答)

いずれの場合も支給対象となる。

#### 2-17 母屋と離れの間の渡り廊下について

母屋と風呂場のある離れが軒を隔てて隣接している場合、二つの建物の上に渡り廊下と手すりを設置する工事は、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

必要かつ適切な理由があれば支給対象となる。

その場合、土間の床上げと同様に、通路以外の工事が含まれる場合は通路部分のみ工事費の経費を面積按分する。

### (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

#### 3-1 通路面の材料の変更について

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、滑りを防止するための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

(答)

例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。また、いずれの加工も通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。この場合、通路面に使用する材質名を工事費内訳書（見積書）に記入が必要となる。路盤の整備は付帯工事として支給対象となる。

#### 3-2 床材の表面加工について

滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを張り付けたリする場合は支給対象となるか。

(答)

いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。

#### 3-3 廊下の床の取替えについて

廊下の床の取替えについては、住宅改修告示において「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」となっているが、車いすの通行により傷んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の支給対象となるか。

(答)

老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗を理由とするのであれば対象外となる。

#### 3-4 通路面の材料の変更に伴う側溝の工事について

玄関から道路までの通路面を移動の円滑化のためにコンクリート舗装する場合、側溝を整備する工事についても、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

側溝を整備する費用は支給対象外である。

#### 3-5 通路面の拡幅工事について

現在通路として利用している通路面の幅が、車いすに対応していないため拡幅したいが、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

現在通路として利用している通路面の滑りにくい舗装材への変更等は対象となる。拡幅部分は住宅改修の支給対象外である。

#### (4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

《平成21年4月10日より「引き戸等の新設」が「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象となりました。(引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場)》

##### 4-1 扉の取替えについて

門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

引き戸等への扉の取替えとして、支給対象となる。

##### 4-2 扉工事について

扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は支給対象となるか。

(答)

扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合が考えられる。

##### 4-3 引き戸の取替え工事について

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は支給対象となるか。

(答)

既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象外となる。

##### 4-4 浴室の扉の取替えについて

浴室の扉を引き戸に取り替える場合、間口が狭く車いすで中へ入ることが出来ないため、入口の幅を広げ扉の位置をずらすことは住宅改修の支給対象となるか。

(答)

要介護者等の身体状況に基づいた理由(要介護者等が福祉用具を利用する必要があり、現在の間口ではそれを利用して中へ入ることが出来ないという理由)による住宅改修ならば、浴室の扉に限らず可能である。具体的には、着工前に提出する住宅改修支給申請理由書で判断することになる。

##### 4-5 扉の変更について

ドアノブを変更するために、扉ごと取り替えた場合、支給対象となるか。

(答)

身体的事由による変更であれば対象工事となり、支給対象となる。単に古くなったなどの理由による場合は支給対象外となる。

##### 4-6 扉の取替え時に扉の位置が変わった場合について

開き戸から引き戸への扉の取替え時に扉の位置が変わった場合、支給対象となるか。

(答)

扉の取替え時に扉の位置が変わった場合は、扉本体のみ支給対象となる。なお、取替えに係る工事費用は支給対象外となる。また、扉の位置が変わった場合、その部屋の利用目的が変わった場合(トイレから浴室になった等)は扉本体のみも支給対象外である。

## (5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的ですが、福祉用具購入に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は含まれません。

さらに、非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対象外となります。

### 5-1 洋式便器の改修工事について

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。

- ① 洋式便器をかさ上げる工事
- ② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える工事
- ③ 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

(答)

- ① 支給対象となる。

この場合、便器の設置前・後の高さの違いが分かるように写真の中で高さを表示する。

- ② 既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば支給対象外となるが、質問のように要介護者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。この場合、便器の設置前・後の高さの違いが分かるように写真の中で高さを表示する。
- ③ 住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として福祉用具購入の支給対象となる。

### 5-2 洋式便器への便器取替え工事について

和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。

(答)

商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象となる。

### 5-3 既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について

既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便器に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。

#### 5-4 和式便器の腰掛式への交換について

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修の支給対象となるか。

(答)

腰掛便座として福祉用具購入の支給対象となる。

#### 5-5 洋式便器への取替えに伴う間仕切りの撤去について

小便器・大便器それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁または扉を撤去する工事費用については、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

単に壁を撤去するというだけでは、住宅改修の対象にならないが、間仕切りを撤去しないと便器の据え付けが出来ない場合や要介護者等が福祉用具を利用する必要があり、それを利用して中へ入ることが出来ない場合は、洋式便器等への便器の取替えに伴う付帯工事として住宅改修の対象とする。

#### 5-6 既存のトイレとは別の場所にトイレを設置する場合について

既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、洋式便器等への取替えとはならないので、住宅改修の対象とはならないと判断してよいか。なお、既存のトイレは、家族がそのまま使用することとなる。

(答)

既存のトイレが残る場合は支給対象外となる。既存のトイレを使用しない場合は、洋式便器の本体部分のみ対象となる（和式便器から洋式便器に取り替える場合のみ対象）。ただし、既存便器の解体前後の写真が必要である。

#### 5-7 洋式トイレの向きを変える場合の取扱いについて

障害に適應するように現に使用している洋式トイレの向きを変える工事を行う場合の工事費用は対象になるか。

(答)

洋式便器等への便器の取替えとして支給対象になる。なお、向きを変えることに伴いトイレを拡張する工事は対象外である。

#### 5-8 小便器を洋式便器に取り替える工事について

従来、小便器と和式便器があったトイレについて、小便器を洋式便器へ改修（和式便器の方はそのまま）する場合、便器の取替え自体は住宅改修の対象となるか。また、配管工事（管を太くするなど）については、対象となるか。

(答)

既存のトイレが残ると考えるので、住宅改修の支給対象外である。

#### 5-9 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合のトイレの改修工事について

同一世帯に二人（夫婦）の被保険者が係わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思われるが、トイレの改修工事において、便器の取替え（和式から洋式）は妻、その床段差の解消と手すりの取付けについては夫というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か。

（答）

工事内容が重複しなければ可能である。

#### 5-10 洋式便器へ取り替える場合の床面の工事について

和式便器から洋式便器に取り替える場合に床面の工事についても対象工事となっているが、上張りの部分だけでなく基礎の部分（根太やコンクリート）も対象となるか。また、便槽の部分や便槽に付帯するパイプ部分も対象となるか。

（答）

便器の取替え時に付帯する工事として床の基礎部分（根太、コンクリート）も含まれる。なお、便槽と便槽付帯のパイプについては、支給対象外である。

#### 5-11 便器の取替えに伴う設備工事（給水、電気配線工事）について

和式便器から洋式便器に取り替える場合に洗浄機能と暖房機能が付加された便座にする場合、給水と電気工事が必要であるが支給対象となるか。

（答）

支給対象外となる。給水と電気工事が必要な便座の便器に取り替える場合、便座に基本的に付加しているセットの工事の費用（コンセントの工事を含まない）のみ対象となる。

#### 5-12 屋内外2か所の洋式便器への取替えについて

屋内外と2か所のトイレ（和式便器）を使用しているが、立ち上がりに困難なため洋式便器に取り替える工事は住宅改修の対象となるか。

（答）

屋内、屋外に限らず、便器の取替えとして必要な工事であっても、主として使用している1か所の便器のみ支給対象になる。

#### 5-13 トイレの段差解消に伴う便器の取外し据置工事について

廊下とトイレに段差がありトイレの床上げが必要な場合、既存の洋式便器の取外し据置工事は住宅改修の支給対象となるか。

（答）

段差を解消することにより便器の高さが変わるため、便器の取外し据置工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となる。なお、既存の便器を使用しない場合も同様である。



## (6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

### (1) 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

### (2) 段差の解消

浴室の床段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事

スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

### (3) 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

### (4) 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事(間口を広げる工事は対象外)

### (5) 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

## 6-1 住宅改修の際不要となった便器、扉等の撤去費用及び処分費用について

住宅改修の際不要となった便器、扉等の撤去費用及び処分費用は支給対象になるか。

(答)

これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」または「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に、付帯する行為であることから支給対象になる。

## 6-2 浴室の段差の解消に伴う排水設備の工事について

脱衣場と浴室の段差を解消するために、洗い場の部分を上げることに伴い排水設備を増設(従来の排水溝と脱衣場側へ水が流れないようにするための排水溝を新設するなど)した場合は、対象となるか。

(答)

改修をすることにより必要となる工事であっても、従来の排水溝は対象とするが、それ以外に設置する場合は支給対象外となる。

## (7) その他

### 7-1 領収証について

領収証は、写しでもよいか。

(答)

申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認できれば、写しでも差し支えない。

## 7-2 工事費内訳書（見積書）について

支給申請の際添付する工事費内訳書（見積書）に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があ  
るが、全て区分しなければならないか。

（答）

工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、トイレ、浴室、廊  
下等の箇所及び数量、長さ、面積などの規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が  
区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模などが分かるようにする  
必要はある。

## 7-3 添付写真の日付について

申請に添付する必要がある改修前・後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能の  
ないカメラの場合はどうすればよいか。

（答）

工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写し  
込むといった方法で対応する。パソコンで画像編集した日付は受付できません。

## 7-4 住宅改修費の支給に必要な申請書類のうち、写真の現像等に必要な費用について

改修前及び改修後のそれぞれの写真を添付することとなっているが、その写真の現像料については  
申請者（被保険者）の負担としてよいか。

（答）

申請者（被保険者）の負担になる。見積りに含まれている場合は、支給対象外となる。

## 7-5 改修前の写真がない場合の取扱いについて

住宅改修前の写真がない場合でも支給対象となるか。

（答）

住宅改修前の写真がない場合、写真がない部分については対象外となる。このため、工事着工前に必  
ず日付入りの写真を撮る必要がある。

## 7-6 新築住宅の竣工日以降の改修工事について

住宅の新築は住宅改修の支給対象とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り  
付ける必要性が生じた場合は、支給対象となるか。

（答）

竣工日以降に、手すりを取り付ける必要性が生じた場合は住宅改修の支給対象となる。

## 7-7 賃貸住宅退去時の改修費用について

賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。

（答）

住宅改修の支給対象外である。

#### 7-8 賃貸アパート共用部分の改修費用について

賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は要介護者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など要介護者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。

しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、要介護者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。基本的には住宅の所有者において改修すべきであると考えられる。

#### 7-9 分譲マンション共用部分の改修費について

分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規定や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象となる。

#### 7-10 一時的に身を寄せている住宅の改修費について

要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

(答)

介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となる。

#### 7-11 入院（入所）中の住宅改修について

現在、入院している要介護者が、まもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことはできるか。また、特別養護老人ホームを退所する場合はどうか。

(答)

入院中の場合は、住宅改修が必要と認められないので住宅改修費が支給されることはない。ただし、退院後の住宅についてあらかじめ改修しておくことも必要と考えるので、事前に必要な書類を提出しても差し支えない（退院しないこととなった場合、住宅改修費の支給申請はできない）。特別養護老人ホームを退所する場合も、本来退所後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱うものとする。

#### 7-12 家族が行う住宅改修について

家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。

(答)

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとしており、この場合も、一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外となる。

### 7-13 施設入所者が施設から定期的に帰宅する場合の住宅改修について

月に数回施設から帰宅する住宅の改修は、介護保険の住宅改修が在宅サービスの範疇であるため、この場合住宅改修に該当しないと判断してよいか。

(答)

施設入所者の生活の拠点は施設にあるので、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなっており、住宅改修についても同様とする。住所地を施設に移さずに入所している場合についても、同様とする。

### 7-14 住宅改修中に被保険者が死亡した場合の取扱いについて

住宅改修中に被保険者本人が死亡した場合は、住宅改修している完成部分について介護保険の給付対象としてよいか。または、申請時に被保険者が死亡していることから認めないことで却下すべきか。

(答)

死亡時に完成している部分まで介護保険の給付対象として申請できる。

### 7-15 要介護者が工事着工後に入院又は入所した場合の取扱いについて

住宅改修に着工した要介護者（在宅）が、着工後に容体の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合、また、施設に入所した場合に、要介護者から住宅改修費支給の申請があった場合、住宅改修費の支給は可能か。

(答)

要介護者が入院するまでに工事が完成した部分まで支給対象となる。なお、施設に入所した場合は、支給対象外となる。退院（退所）以降に支給申請をすることは可能である。（2年間の時効あり）

### 7-16 住宅改修の支給額算定の例外に係る取扱いについて

下記の事例について対象となるか。

- ① 10万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建て替えし、新築家屋として住み始めたが、一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能か。
- ② 同一敷地内で5万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、その後新築家屋で一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能か。

(答)

①②とも「転居した場合の例外」とはならず、改めて支給限度額20万円までの住宅改修費を支給することはできない。

((1)から(6)までの対象となる住宅改修の種類の詳細については、厚生労働省通知等より抜粋)